

2015年度後期「自主ゼミ」(英語読書会) 報告

—— 学際的學生自立支援の試み ——

本多 康作*・谷岡 知美**・池庄司 英臣***

(平成28年11月1日受付)

A Report of an Extracurriculum Activity for the Support of Self-development of Students in the Field of Liberal Arts Education

Kohsaku HONDA, Tomomi TANIOKA and Hideomi IKESHOJI

(Received Nov. 1, 2016)

概要

本報告は、2015年秋から約半年をかけて、本学学生、教職員ら約10名で英語テキストを素材に「自主ゼミ」を企画し運営した体験に基づき、その概要を報告するものである。報告者3名は、「自主ゼミ」で果たした役割の観点から本報告を行う。報告内容は、「自主ゼミ」が開催されることになった経緯からはじまり(§1)、使用したテキストの内容が有する教養教育としての意義(§2)、英語教育における一方法論の提言を経て(§3)、最後に「自主ゼミ」参加者の声を聴き、有意義な「自主ゼミ」を企画し運営する際の条件を明らかにする(§4)。当初は予期しなかったことであるが、参加学生に自己啓発の兆しがみられたことも特記したい。

キーワード：学習支援、教養教育、居場所感、多様な参加者、「個」の尊重

§1. はじめに

2015年度後期、毎週金曜日の夕方17時30分より約1時間半をかけて英語の読書会を行った。使用したテキストは、パートランド・ラッセルの、*What Is Freedom*^[1]で、参加者は初期の変動もあったが、大体、学生(2,3年生)が4,5名、職員が3名、そして本報告をする教員3名であった。

そもそも、このような自主ゼミを開催することになったきっかけは、A(以下、第1報告者から順にA, B, Cと略記する)がCに相談したことによる。つまり、Aの「日本国憲法」や「法と現代社会」を受講したことをきっかけに、Aの研究室に出入りするようになった学生と自主ゼミを企画したいとの申し出がAからCにあり、それでは英語の勉強を兼ねて上記テキストの読書会をCがAに提案

したということである。その際、テキストが英文であるため、本学の基礎教育科目で英語を担当しているBにも参加を要請した。

本読書会の進め方は、Cがテキストを読み、学生に順に2,3行ずつ和訳させ、意味不明の訳に対しては英文の構造を板書して理解させ、更には文章の流れについて説明するという方法をとった。

テキストはラッセルが1952年に書いたものであり、第2次世界大戦後の冷戦構造あるいは民族独立運動などの背景を知らなくては十分には理解できないものであるため、Aはこれらの点に関して、しばしば補足説明を行い、学生の理解を深めることに努めた。またBは本学学生の英語の学力を熟知しており、Cの説明不足をいろいろと補った。テキストの内容が自主ゼミの参加学生に対して有したであろう意義については、§2でAが報告する。また、とかく

* 広島工業大学情報学部情報工学科

** 広島工業大学工学部電子情報工学科

*** 広島工業大学名誉教授

聞き話すことが強調されがちな（それ自体が悪いことではないが）現在の大学の英語教育のなかで、このテキストのような抽象度の高い英文を読むための一視点については、Bが§3で報告する^[2]。また普段、学生と接する機会の多い学科事務職員1名と図書館職員2名の参加も、学生にはずいぶん好ましい影響を与えたようである。これについては§4のまとめでCが報告する。

なお、自主ゼミは一応、2016年3月11日に後期課外活動としては「しめくり」を行ったが、春休み後に再開し、7月9日に終了した。このようなテキストを一冊読み切るという経験はなかなか得がたいものであり、全員で遠泳を成し遂げたような充実感を味わうことができた。

§2. *What Is Freedom* と日本国憲法

ここでは、ラッセルの上記テキストの内容が、自主ゼミ参加学生にとって有したであろう意義について述べる。日本国憲法の基本原理は、(1) 基本的人権の尊重、(2) 国民民主権、そして(3) 平和主義だとされる^[3]。この3つの原理に関連する箇所をラッセルのテキストと適宜照合しつつ、ラッセルの思想と日本国憲法の思想との関連を示す。

(1) に関し、ラッセルは自由を、政治的自由／経済的自由／精神的自由といった3つの種類に分類する^[4]。これらを日本国憲法の条文に照らしてみれば、ラッセルのいう政治的自由は、日本国憲法の選挙権（15条1項および43条1項）に対応し、ラッセルのいう経済的自由は、日本国憲法の職業選択の自由（22条1項）を大前提としつつ、勤労の権利（27条）、労働基本権（28条）、生存権（25条）に対応し、ラッセルのいう精神的自由は、日本国憲法の思想及び良心の自由（19条）、信教の自由（20条）、表現の自由（21条）、学問の自由（23条）、教育を受ける権利（26条）に対応する。

(2) に関し、ラッセルは、民主主義（democracy）を当然の前提としている^[5]。これは、日本国憲法前文の「国民民主権」や「代表民主政」の宣言に、そして「主権の存する日本国民」（1条）に対応する。

(3) に関し、ラッセルは、平和への脅威あるいは戦争への危険性は、主として国家主義（nationalism）、すなわち自国の他国に対する優越思想から生じるとする^[6]。こうした考え方に対する否定は、日本国憲法前文の「国際協調主義」や「平和的生存権」、そして戦争の放棄（9条）に現れている。

ところで、日本国憲法における上記3つの基本原理の関係は、基本的人権を尊重するために、対内的には国民民主権の制度を、対外的には平和主義の制度を採用するという関係にある。ここで、基本的人権の尊重とは、「個」の尊重を意味し（13条）、したがって、対内的には自国民の「個」

を尊重するために国民民主権の制度を、対外的には自国民だけでなく他国民の「個」も尊重するために平和主義の制度を採用しているということである。つまり、日本国憲法の中心的価値は「個」の尊重という考え方に集約される。そしてその現れとして、日本国憲法は様々な個人の「自由」を保障しているのである。他方、ラッセルの上記テキストの中心価値も、無政府主義を排しつつ、自由という価値、特に個人の自由を最大限に尊重することにある^[7]。

現行憲法である日本国憲法が施行された1947年5月3日以降、日本に生きる我々の規範的世界は、それ以前の大日本帝国憲法とは大きく異なるものとして創出されたが、他方、ラッセルの上記テキストに現れている思想は、近代ヨーロッパに端を発する「個人の自由」に価値を置くものである。したがって、日本国憲法はその思想的系譜に位置付けられる^[8]。

であれば、ラッセルのテキストを読むという行為は、日本国憲法を背景に現在の世界を考察するという行為に等しい。ラッセルのテキストを読み進めば、第二次世界大戦後の冷戦構造のなかで「自由」をめぐるラッセルが直面した問題と、冷戦構造が崩壊した後の現代日本を生きる我々が直面している問題が同型の問題であることに気づく。ラッセルは、「政府と自由」という見出しの中で、たとえば次のように述べている^[9]。

政府というものは、どれも間違いなく、自分たちが知恵と徳とを独占していると決めてかかり、政府に楯突くものは誰であれ、馬鹿か、ならず者か、あるいは両方であると見なしてしまう。このような思い込みは、まず確実に間違っているのだから、害を及ぼすことになる。

こうした政府の思い込みは、いかなる害を及ぼすのか。それは教育という場面においては国家主義として現れる。ラッセルは次のように言う^[10]。

現在の世界の状況下においては国家主義の方が^[11]より大きな危険性を持っている。子供たちは学校で国旗を崇めることを教えられる。そして学校を出る頃には、国旗を崇拝するということがどういうことを意味するのかということをも全く理解できなくなってしまう。国旗というものは、1つの地域的な集団が他の地域的な集団に比して卓越して優れているという信念を象徴するものである。その地域的な集団が大きい場合には、自分の国のやりたいことを他の国の人間が邪魔する場合には彼らをいつでも殺して構わないと子供たちが考えることが期待されてい

る。殺すことの正当性は、子供たちが属している集団すなわち国家が他のどの国よりも優れているということから出てくるのである。

そしてラッセルによれば^[12]、「自由に対する最も深刻な干渉は戦争への脅威によって正当化され、そして戦争への危険性は主として国家主義から生じている」。こうしたリスクに対処するためにラッセルが重視するのが「自由のための教育」である^[13]。

教育の期間中に、子供たちには、おそらく彼らが毛嫌いするような意見を紹介して欲しい。私は、彼らにそういった意見を受け容れることを要求するということを行っているのではない。私が言いたいことは、彼らがまずそういった意見をじっくりと考えることを要求するということである。そしてどういう意見であれ、子供たちが受け容れを拒否し続けるのであれば、単なる偏見に基づいたものではなく理性に基づいた根拠を、可能ならば見つけ出すことを要求しているということを行っているのである。

ラッセルが生きていれば、日本を含めた現在の国際社会の状況を、どのように分析するだろうか。様々な思想や民族そして宗教が存在する国際社会において、様々な個人や集団が共生していくことを望むのであれば、それを可能とする条件は、いったい何だろうか^[14]。ラッセルの上記テキストはそれを探求する試みであり、日本国憲法もそのようなテキストとして同じ文脈のなかで理解しうる。

こうして見れば、「日本国憲法」や「法と現代社会」の受講をきっかけとしてはじまった自主ゼミのテキストとして^[15]、ラッセルのテキストはふさわしいものであったといえよう。なぜなら、日本国憲法という規範的世界を生きる我々にとって、自分たちの依って立つ価値的な大前提を、歴史的あるいは理論的に反省し吟味する作業は、我々にとっての「独善」とは何か、「自由」とは何かを改めて考える機会になったからである。最後に、現代社会の大きな問題である寛容性の欠如について、ラッセルの「テスト」に言及し、§2を終えることにする^[16]。

自由の擁護者であるか否かの真のテストは、我々が嫌っている事柄との関連においてのみ現れてくる。我々は好きなものに対して寛容な態度をとることは易しい。我々が嫌っているものに対して寛容な態度をとれるかどうかこそが、我々が自由な態度や考え方を持っている人間であるか否かを決定づけるものである。

§3. 英文読解作業の一視点

本読書会では、著者らオリジナルのアプローチである「拡大化された名詞」という手法を用い、テキストの英文読解を指導した(詳細は文献【2】を参照)。

§2で述べたように、「自由とは何か」という抽象度の高い内容のテキストを扱ったため、英文法の理解だけではなく、内容把握もまたバランスよく指導できるような流れで読書会を展開した。

参加者は、英語を得意とする者から不得意とする者まで、また、英語が好きな者から嫌いな者まで、多種多様な人員で構成されていたため、全く新しいと考えられる「拡大化された名詞」という手法は、全員にとって新鮮であったであろうし、効果的であったと考えられる。

また、英語に関しては、紙ベースの英和辞書の引き方から、文型の解説等の基本文法事項、さらには、“A hundred and fifty years ago, when the English were terrified by the French Revolution, the new proletariat in our manufacturing towns were abominably oppressed: they had no voice in the government, they were forbidden to combine, and they were kept illiterate; but even at the worst moments they had a better life than that which falls to the lot of the proletariat in Russia”^[17]といったような、文法がやや複雑に重なり合い長くなった文章までを精読した。

ページが進むにつれ、参加者は「拡大化された名詞」という読解方法に慣れたようであり、その中心をなす「核となる名詞」をすぐに指摘することができるようになった。読書会の終わるころには、その「核となる名詞」を中心に、参加者全員で英文法およびテキストの内容において、ともに活発な議論を進めることが可能となった。

§4. まとめ

3月11日に一応の「しめくくり」として全員でささやかなパーティーを開いたが、その折、参加者がいろいろと感想を書いてくれた。以下いくつかの例を取りあげてみる。

- 例1 読書会に参加をさせて頂くことで英語の勉強をすることが好きになりました。大学へ進学する意味があったなと思えました。〔学生〕
- 例2 読書会を通じて、人として、男として、成長をさせてもらっています。自分の力を最大限に活用して、頑張っていきたいと思います。〔学生〕
- 例3 毎週金曜日の読書会で学ぶ内容は、自分にとって刺激的なことばかりで毎回とても楽しかったです。この半年のことを大学時代の宝として持ち続けていきたいです。〔学生〕

例4 毎週の読書会が楽しみで、英文の読解力が身につけてきました。読書会に出会えて自分の英語に対する意識が大きく変わりました。〔学生〕

例5 いかにもラッセルの文章が美しく古びないものか、ひしひしと毎回伝わって参りましてその度に感動いたしました。すばらしい心の潤いでした。〔職員〕

例6 短い時間でしたが、皆さんと、英語を学ぶことができ、英語以外の雑談も楽しかったです。(以下、略)〔職員〕

例7 笑顔あふれる読書会はとても楽しく、素晴らしい時間を過ごすことができました。(以下、略)〔職員〕

自主ゼミの利点は、参加者が強制されるのではなく、その場が楽しいから参加する点にある。また、正規的教育プログラムでは対処できないような学部・学科横断的なテーマで、興味を持つ学生に対しては、クラブ活動等とは一味ちがった体験を提供することもできる。

今回の自主ゼミは参加者が書いてくれた感想にみられるように大いに盛り上がったものになったと我々は考えている。その理由としては、いろいろとあるだろうが、我々としては以下の3点を指摘しておきたい。

- ① 固定した部屋が存在
- ② 学生以外の多様な大学構成員の参加
- ③ 学生の知的欲求に応じうるテキストの使用

①に関しては、自主ゼミを行なった部屋はAの管理下におかれ、参加学生も、はやめに来て予習をしたり、普段でもAに質問したりすることが可能になった。事務職員、教職員の好意でコーヒー、紅茶等を楽しむことが可能となり、ゼミ当日には「差し入れ」などがあると、伸び盛りの学生も安心して勉強に打ち込むことができたように思う。恐らく「居場所感」を参加学生が持てたことが、今回の自主ゼミ成功の1つのポイントであろう。

②に関しては、まず教職員参加について述べる。当初の学生の自主ゼミに対する思いは、恐らく漠然としたものであったと思うが、いくつかの異なる分野の教員からのコメント等は学生には大いに参考になったのではないと思う。講師役のCがつかるとA、Bがいろいろと「助け舟」を出してくれたということも、学生にとっては正規の講義では味わえない、新しい経験ではなかったかと思う。

次に事務職員の参加学生への影響であるが、3人とも非常におだやかな方々で、講師役のCが学生の訳を「からかっても」、いつも「また先生があんなことを言って」とニコニコとされて、学生には目にみえないサポートになったの

ではないかと思う。学生の英語学力のレベルには大きなバラツキがあったものの、彼らがそれをあまり気にもせず済んだのは3人のお陰ではないかと思っている。

③に関しては、ある程度難解なテキストでないとは半年以上にわたる長期のゼミには耐えられないのではないかと思う。例えば、英語の勉強会だからといって、TOEICあたりのテキストを使って、大の大人が何人もかかって毎週集まるということは想像し難い。個人的にCD等を使って自習をすれば十分であろう。このことは、もし別の分野、例えば数学等の自主ゼミを開催する場合には、学習支援センター等で問題練習をするという場合を除いては、考慮されるべきであろう。

なお、①と関連して是非述べておきたいことは、教養教育担当者のゼミ室の問題である。学生は3年後期から、それぞれの学科の専門ゼミに配属され、ゼミ担当教員の指導をうける。そして通常の場合、ゼミ担当教員は自分の管理すべき部屋を持ち、ゼミに所属しない学生は基本的に排除する。これは大学における学生の専門教育上、当然のことである。しかし、このことがもし、大学における教養教育の可能性(今回の自主ゼミのような)を圧迫するものであったら、いささか問題ではなからうか。「コンクリートから人間へ」という標語をかかげ、国民の圧倒的支持を得ながら、無残にも自己崩壊してしまった旧民主党政権の例^[18]もあるが、現代社会においては「人間的」なものへの漠然とした憧憬があるのは確かであろう。多くの学生には潜在的に人間として生きる方向性について、自覚はされていないものの、深い「悩み」のようなものがあるようである。学生の中にある漠然とした何ものかを、彼らが自らつかみとることのきっかけになりうる場としての、非公式な教職員のサポート集団的な活動にはもっと目をむけて欲しい。もちろん、このような自主ゼミは非定期でcasualなものかもしれないが、それを支える大学側のシステム作りはcasualなものであってはならないであろう。森を切って苔はむさない。森を切らない、森を育てることに配慮するといった類の知恵がいま、大学という場に切実に要請されているのではなからうか。

付 記

本文の構成と執筆に関しては、§1はA、B、C全員が担当し、§2はA、§3はB、そして§4はCが担当した。

最後に、2015年度後期「自主ゼミ」に一度でも参加した学生及び教職員を以下に列記する。

学生として、岡本舞子、川角光毅、木村元紀、倉本大輔、中原颯太、西川雅子、藤本真斗、峯本篤志、持光剛志、森崇大、そして教職員として、池庄司英臣、岸本佳子、田中江美、谷岡知美、本多康作、吉原みどり、以上16名である。

文 献

- 【1】 Russell, Bertrand. *What Is Freedom*. 浅川淳註解.『現代の自由—その本質と限界—』大阪教育図書出版, 1975年.
- 【2】 なお詳細については, BとCの共同報告「拡大化された名詞—英語教育における一方法論としての提言—」『広島工業大学紀要研究編』第51巻, 2017年を参照されたい.
- 【3】 日本国憲法を十全に理解するためには立憲主義ないし立憲制度を理解しなければならない. しかし, 以下の論述においては, ラッセルの思想との照合関係に照準を合わせるため, それについては触れない. 立憲主義に関しては, たとえば, 佐々木惣一『立憲非立憲』講談社学術文庫, 2016年を参照されたい.
- 【4】 Russell・文献【1】19頁. なお, ラッセルにおける政治的／経済的／精神的自由の内容に関しては, Russell・文献【1】の次の頁を参照されたい. 政治的自由は19頁に, 経済的自由は20-22頁に, 精神的自由は22-23頁でそれぞれ説明されている. この分類の特徴は経済的自由にあり, それは自由放任主義(国家からの自由)というよりも, いわゆる社会権(国家による自由)に力点を置いたものとして把握されている. また, ラッセルにおける, もう1つの「自由」の分類に関しては, Russell・文献【1】10-11頁を参照されたい.
- 【5】 ラッセルの民主主義に関する記述をみれば, 代表民主制が念頭に置かれていることがわかる. 参照, Russell・文献【1】23頁. なお, 国民主権の概念は君主制にも結びつきうることに注意しなければならない.
- 【6】 Russell・文献【1】45頁.
- 【7】 Russell・文献【1】9頁. なお, ラッセルによれば, 「政治的自由」は2つの異なる要素を含む. 1つは共通の決定が必要な場合, それは多数決主義でなければならないということ, もう1つは「共通の決定をしなくてもすむ場合には, いつでもそういった決定を避ける用意がなくてはならない」ということである. 参照, Russell・文献【1】19頁. なお, ラッセルによれば, 最も基本的な意味における自由とは, 「個人あるいは団体の行動に対して外部からの規制が存在しない」状態をいう. 参照, Russell・文献【1】9頁.
- 【8】 ちなみに, 日本国憲法のテキスト内部における問題の1つに, 自由主義(自己決定主義)と民主主義(多数決主義)の緊張関係をいかに理解すべきかという問題がある. ラッセルは, この問題に関し, 「民主主義が必ずしも自由を必然的に伴うものではないとい
- うこと, そしてこの2つのうち, 強いて言うなら, 自由の方がより重要であるということを心に留めておくことは大切である」と述べている. 参照, Russell・文献【1】37-38頁. さらにラッセルは, 「精神の自由は, 主として少数者にとってのみ重要なものであるが, 長期的にみれば社会全体にとって途方もなく重要なものである」とも述べている. 参照, Russell・文献【1】22頁. こうしたラッセルの記述には, ジョン・スチュアート・ミルの影響が強く伺える. 参照, ジョン・スチュアート・ミル(斉藤悦則訳)『自由論』光文社古典新訳文庫, 2012年.
- 【9】 Russell・文献【1】32頁.
- 【10】 Russell・文献【1】43-44頁. ラッセルは本文に引用した箇所続けて, 「真理を教えることがもし教育の目的であるなら」と述べ, 国家主義がいかに論理的に破綻しているかを示す. 参照, Russell・文献【1】44-45頁.
- 【11】 ここでラッセルが, 「国家主義の方が」と言っているのは, 国家による国家主義教育とは別の弊害として, 教会における宗教教育の弊害を念頭に置いているからである. 参照, Russell・文献【1】43頁.
- 【12】 Russell・文献【1】45頁. だからこそ日本国憲法は, 基本原理の1つとして平和主義を採用しているのである.
- 【13】 Russell・文献【1】42-43頁.
- 【14】 ラッセルによれば, 現代の自由に対する「現在の状況を深刻にしているのは, 効率の増大である」. 参照, Russell・文献【1】31頁. この指摘は, 現在ますますIT技術が発達する状況においては, それによってもたらされる効率性こそが, 個人の自由を阻害する最大のものであると理解しうる.
- 【15】 たとえば, ラッセルは, 「正しい知的な態度」に関し, 次のように述べている. 「科学の領域では, 西側諸国においては, 正しい知的な態度が教えられている. しかし倫理と政治の領域においては, …」そうした態度が教えられていない. 参照, Russell・文献【1】48頁. ここには, 事実と価値にかかわる問題を背景に, 倫理学や政治学, そして法学という学問が後者にかかわるがゆえに「劣った」ものとして一般に受け容れられているという問題が現れているのではないだろうか. こうした見方が正しければ, ラッセルは, それに異議を申し立てていると理解できる.
- 【16】 Russell・文献【1】20頁.
- 【17】 Russell・文献【1】37頁.
- 【18】 宇沢弘文氏の指摘による. 詳しくは, 鎌倉孝夫『資本主義国家の国家破綻』長周新聞社, 2011年, 120-121頁を参照されたい.

